

2019年10月28日

各 位

管理会社名 ブラックロック・ジャパン株式会社
代表者名 代表取締役会長 井澤 吉幸
問合せ先 法務部 猪浦 純子
(TEL. 03-6703-7940)

上場ETFの約款変更のお知らせ

ブラックロック・ジャパン株式会社を管理会社とする上場ETFについて、下記の通り約款変更を行なうことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. ファンド名称 (銘柄コード)

i シェアーズ・コア 日経 225 ETF	(1 3 2 9)
i シェアーズ JPX 日経 400 ETF	(1 3 6 4)
i シェアーズ・コア TOPIX ETF	(1 4 7 5)
i シェアーズ・コア J リート ETF	(1 4 7 6)
i シェアーズ MSCI 日本株最小分散 ETF	(1 4 7 7)
i シェアーズ MSCI ジャパン高配当利回り ETF	(1 4 7 8)
i シェアーズ JPX/S&P 設備・人材投資 ETF	(1 4 8 3)
i シェアーズ S&P 500 米国株 ETF	(1 6 5 5)
i シェアーズ・コア MSCI 先進国株 (除く日本) ETF	(1 6 5 7)
i シェアーズ・コア MSCI 新興国株 ETF	(1 6 5 8)
i シェアーズ 米国リート ETF	(1 6 5 9)
i シェアーズ オートメーション & ロボット ETF	(2 5 2 2)

2. 変更の内容

有価証券の貸付に係る報酬の支払い方法の記載を変更します。
当約款変更の内容の詳細については、別紙の新旧対照表をご参照ください。

3. 変更の理由

当該報酬の支払い方法について、平仄を合わせるために、約款の該当箇所について、文言を整備するため。なお、当該報酬額に変更はございません。

4. 約款変更と書面決議の手続き等

当約款変更は、重大な約款変更には該当しないため、書面決議は行ないません。

5. 変更の日程

約款変更の届出日	2019年11月8日
約款変更日	2019年11月9日

別紙 約款 新旧対照表

追加型証券投資信託 「i シェアーズ・コア 日経 225 ETF」

新	旧
<p>【運用の権限委託】 第 27 条の 3 (省略)</p> <p>② 株式の貸付を行なう場合、前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第 41 条の 2 に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額については、委託者および当該委託を受けた者との間で別に定めるものとします。</p> <p>③ (省略)</p>	<p>【運用の権限委託】 第27条の3 (省略)</p> <p>② 株式の貸付を行なう場合、前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第 41 条の 2 に基づいて受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額については、委託者、当該委託を受けた者および受託者との間で別に定めるものとします。</p> <p>③ (省略)</p>
<p>【有価証券の貸付に係る報酬】 第 41 条の 2 前条に規定する信託報酬とは別に、有価証券の貸付を行なう場合には、委託者および受託者は、有価証券の貸付による収益の総額に 100 分の 50 以内の率を乗じて得た金額を報酬として受け取るものとし、当該報酬は毎月、信託財産中から支弁するものとします。委託者および受託者との間の配分は別に定めます。</p> <p>② 第 1 項の報酬に係る消費税等に相当する金額は、当該報酬より支弁します。</p>	<p>【有価証券の貸付に係る報酬】 第 41 条の 2 前条に規定する信託報酬とは別に、有価証券の貸付を行なう場合には、委託者、<u>第 27 条の 3 第 1 項の委託を受けた者</u>および受託者は、有価証券の貸付による収益の総額に 100 分の 50 以内の率を乗じて得た金額を報酬として受け取るものとし、当該報酬は毎月、信託財産中から支弁するものとします。委託者、<u>第 27 条の 3 第 1 項の委託を受けた者</u>および受託者との間の配分は別に定めます。</p> <p>② 第 1 項のうち委託者および受託者の報酬に係る消費税等に相当する金額は、当該報酬より支弁します。</p>

追加型証券投資信託 「i シェアーズ JPX 日経 400 ETF」

新	旧
<p>【運用の権限委託】 第 24 条 (省略)</p> <p>② 株式の貸付を行なう場合、前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第 41 条の 2 に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額については、委託者および当該委託を受けた者との間で別に定めるものとします。</p> <p>③ (省略)</p>	<p>【運用の権限委託】 第24条 (省略)</p> <p>② 株式の貸付を行なう場合、前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第 41 条の 2 に基づいて受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額については、委託者、当該委託を受けた者および受託者との間で別に定めるものとします。</p> <p>③ (省略)</p>
<p>【有価証券の貸付に係る報酬】 第 41 条の 2 前条に規定する信託報酬とは別に、有価証券の貸付を行なう場合には、委託者および受託者は、有価証券の貸付による収益の総額に 100 分の 50 以内の率を乗じて得た金額を報酬として受け取るものとし、当該報酬は毎月、信託財産中から支弁するものとします。委託者および受託者との間の配分は別に定めます。</p> <p>② 第 1 項の報酬に係る消費税等に相当する金額は、当該報酬より支弁します。</p>	<p>【有価証券の貸付に係る報酬】 第 41 条の 2 前条に規定する信託報酬とは別に、有価証券の貸付を行なう場合には、委託者、<u>第 24 条第 1 項の委託を受けた者</u>および受託者は、有価証券の貸付による収益の総額に 100 分の 50 以内の率を乗じて得た金額を報酬として受け取るものとし、当該報酬は毎月、信託財産中から支弁するものとします。委託者、<u>第 24 条第 1 項の委託を受けた者</u>および受託者との間の配分は別に定めます。</p> <p>② 第 1 項のうち委託者および受託者の報酬に係る消費税等に相当する金額は、当該報酬より支弁します。</p>

新	旧
<p>[運用の権限委託] 第23条の2 (省略)</p> <p>② 株式の貸付を行なう場合、前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第41条に基づいて<u>委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額については、委託者および当該委託を受けた者との間で別に定めるもの</u>とします。</p> <p>③ (省略)</p>	<p>[運用の権限委託] 第23条の2 (省略)</p> <p>② 株式の貸付を行なう場合、前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第41条に基づいて受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額については、<u>委託者、当該委託を受けた者および受託者との間で別に定めるもの</u>とします。</p> <p>③ (省略)</p>
<p>[有価証券の貸付に係る報酬] 第41条 前条に規定する信託報酬とは別に、有価証券の貸付を行なう場合には、委託者および受託者は、有価証券の貸付による収益の総額に100分の50以内の率を乗じて得た金額を報酬として受け取るものとし、当該報酬は毎月、信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者との間の配分は別に定めます。</p> <p>② 第1項の報酬に係る消費税等に相当する金額は、当該報酬より支弁します。</p>	<p>[有価証券の貸付に係る報酬] 第41条 前条に規定する信託報酬とは別に、有価証券の貸付を行なう場合には、委託者、<u>第23条の2第1項の委託を受けた者</u>および受託者は、有価証券の貸付による収益の総額に100分の50以内の率を乗じて得た金額を報酬として受け取るものとし、当該報酬は毎月、信託財産中から支弁するものとし、委託者、<u>第23条の2第1項の委託を受けた者</u>および受託者との間の配分は別に定めます。</p> <p>② 第1項のうち<u>委託者および受託者の報酬</u>に係る消費税等に相当する金額は、当該報酬より支弁します。</p>

追加型証券投資信託 「i シェアーズ・コア TOPIX ETF」
追加型証券投資信託 「i シェアーズ MSCI 日本株最小分散 ETF」

新	旧
<p>[運用の権限委託] 第24条 (省略)</p> <p>② 株式の貸付を行なう場合、前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第43条に基づいて<u>委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額については、委託者および当該委託を受けた者との間で別に定めるもの</u>とします。</p> <p>③ (省略)</p>	<p>[運用の権限委託] 第24条 (省略)</p> <p>② 株式の貸付を行なう場合、前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第43条に基づいて受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額については、<u>委託者、当該委託を受けた者および受託者との間で別に定めるもの</u>とします。</p> <p>③ (省略)</p>
<p>[有価証券の貸付に係る報酬] 第43条 前条に規定する信託報酬とは別に、有価証券の貸付を行なう場合には、委託者および受託者は、有価証券の貸付による収益の総額に100分の50以内の率を乗じて得た金額を報酬として受け取るものとし、当該報酬は毎月、信託財産中から支弁するものとします。<u>委託者および受託者との間の配分は別に定めます。</u></p> <p>② 第1項の報酬に係る消費税等に相当する金額は、当該報酬より支弁します。</p>	<p>[有価証券の貸付に係る報酬] 第43条 前条に規定する信託報酬とは別に、有価証券の貸付を行う場合には、委託者、<u>第24条第1項の委託を受けた者</u>および受託者は、有価証券の貸付による収益の総額に100分の50以内の率を乗じて得た金額を報酬として受け取るものとし、当該報酬は毎月、信託財産中から支弁するものとします。<u>委託者、第24条第1項の委託を受けた者及び受託者との間の配分は別に定めます。</u></p> <p>② 第1項のうち<u>委託者および受託者の報酬</u>に係る消費税等に相当する金額は、当該報酬より支弁します。</p>

新	旧
<p>[運用の権限委託] 第24条 (省略)</p> <p>② 株式の貸付を行なう場合、前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第43条に基づいて<u>委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額については、委託者および当該委託を受けた者との間で別に定めるもの</u>とします。</p> <p>③ (省略)</p>	<p>[運用の権限委託] 第24条 (省略)</p> <p>② 株式の貸付を行なう場合、前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第43条に基づいて受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額については、<u>委託者、当該委託を受けた者および受託者との間で別に定めるもの</u>とします。</p> <p>③ (省略)</p>
<p>[有価証券の貸付に係る報酬] 第43条 前条に規定する信託報酬とは別に、有価証券の貸付を行なう場合には、<u>委託者および受託者は、有価証券の貸付による収益の総額に100分の50以内の率を乗じて得た金額を報酬として受け取るものとし、当該報酬は毎月、信託財産中から支弁するもの</u>とします。委託者および受託者との間の配分は別に定めます。</p> <p>② 第1項の報酬に係る消費税等に相当する金額は、当該報酬より支弁します。</p>	<p>[有価証券の貸付に係る報酬] 第43条 前条に規定する信託報酬とは別に、有価証券の貸付を行う場合には、<u>委託者、第24条第1項の委託を受けた者及び受託者は、有価証券の貸付による収益の総額に100分の50以内の率を乗じて得た金額を報酬として受け取るものとし、当該報酬は毎月、信託財産中から支弁するもの</u>とします。委託者、第24条第1項の委託を受けた者及び受託者との間の配分は別に定めます。</p> <p>② 第1項のうち<u>委託者および受託者の報酬に係る消費税等に相当する金額は、当該報酬より支弁します。</u></p>
<p>【反対者の買取請求権】 第62条 <u>第55条</u>に規定する信託契約の終了または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該終了または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第55条第3項または前条第2項に規定する書面に付記します。</p>	<p>【反対者の買取請求権】 第62条 <u>第54条</u>に規定する信託契約の終了または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該終了または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第55条第3項または前条第2項に規定する書面に付記します。</p>

追加型証券投資信託	「i シェアーズ S&P 500 米国株 ETF」
追加型証券投資信託	「i シェアーズ・コア MSCI 先進国株 (除く日本) ETF」
追加型証券投資信託	「i シェアーズ・コア MSCI 新興国株 ETF」
追加型証券投資信託	「i シェアーズ オートメーション & ロボット ETF」

新	旧
<p>[運用の権限委託]</p> <p>第23条 (省略)</p> <p>② 第1項の有価証券の貸付を行なう場合、第1項の委託を受けた者が受ける報酬は、第46条に基づいて<u>委託者</u>が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額については、<u>委託者および当該委託を受けた者</u>との間で別に定めるものとし、</p> <p>③ (省略)</p>	<p>[運用の権限委託]</p> <p>第23条 (省略)</p> <p>② 第1項の有価証券の貸付を行なう場合、第1項の委託を受けた者が受ける報酬は、第46条に基づいて受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額については、<u>委託者、当該委託を受けた者および受託者</u>との間で別に定めるものとし、</p> <p>③ (省略)</p>
<p>[有価証券の貸付に係る報酬]</p> <p>第46条 前条に規定する信託報酬とは別に、有価証券の貸付を行なう場合には、委託者および受託者は、有価証券の貸付による収益の総額に100分の50以内の率を乗じて得た金額を報酬として受け取るものとし、当該報酬は毎月、信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者との間の配分は別に定めます。</p> <p>② 第1項の報酬に係る消費税等に相当する金額は、当該報酬より支弁します。</p>	<p>[有価証券の貸付に係る報酬]</p> <p>第46条 前条に規定する信託報酬とは別に、有価証券の貸付を行う場合には、<u>委託者、第23条の委託を受けた者および受託者</u>は、有価証券の貸付による収益の総額に100分の50以内の率を乗じて得た金額を報酬として受け取るものとし、当該報酬は毎月、信託財産中から支弁するものとし、<u>委託者、第23条第1項第2号の委託を受けた者および受託者</u>との間の配分は別に定めます。</p> <p>② 第1項のうち<u>委託者および受託者</u>の報酬に係る消費税等に相当する金額は、当該報酬より支弁します。</p>

新	旧
<p>[運用の権限委託]</p> <p>第24条 (省略)</p> <p>② 有価証券の貸付を行なう場合、前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第41条に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額については、委託者および当該委託を受けた者との間で別に定めるものとします。</p> <p>③ (省略)</p>	<p>[運用の権限委託]</p> <p>第24条 (省略)</p> <p>② 有価証券の貸付を行なう場合、前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第41条に基づいて受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額については、委託者、当該委託を受けた者および受託者との間で別に定めるものとします。</p> <p>③ (省略)</p>
<p>[有価証券の貸付に係る報酬]</p> <p>第41条 前条に規定する信託報酬とは別に、有価証券の貸付を行なう場合には、委託者および受託者は、有価証券の貸付による収益の総額に100分の50以内の率を乗じて得た金額を報酬として受け取るものとし、当該報酬は毎月、信託財産中から支弁するものとします。委託者および受託者との間の配分は別に定めます。</p> <p>② 第1項の報酬に係る消費税等に相当する金額は、当該報酬より支弁します。</p>	<p>[有価証券の貸付に係る報酬]</p> <p>第41条 前条に規定する信託報酬とは別に、有価証券の貸付を行う場合には、委託者、第24条第1項の委託を受けた者および受託者は、有価証券の貸付による収益の総額に100分の50以内の率を乗じて得た金額を報酬として受け取るものとし、当該報酬は毎月、信託財産中から支弁するものとします。委託者、第24条第1項の委託を受けた者および受託者との間の配分は別に定めます。</p> <p>④ 第1項のうち委託者および受託者の報酬に係る消費税等に相当する金額は、当該報酬より支弁します。</p>

新	旧
<p>[運用の権限委託]</p> <p>第23条 (省略)</p> <p>② 第1項の有価証券の貸付を行なう場合、第1項の委託を受けた者が受ける報酬は、第46条に基づいて<u>委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額については、委託者および当該委託を受けた者との間で別に定めるもの</u>とします。</p> <p>③ (省略)</p>	<p>[運用の権限委託]</p> <p>第23条 (省略)</p> <p>② 第1項の有価証券の貸付を行なう場合、第1項の委託を受けた者が受ける報酬は、第46条に基づいて受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額については、<u>委託者、当該委託を受けた者および受託者との間で別に定めるもの</u>とします。</p> <p>③ (省略)</p>
<p>[有価証券の貸付に係る報酬]</p> <p>第46条 前条に規定する信託報酬とは別に、有価証券の貸付を行なう場合には、委託者および受託者は、有価証券の貸付による収益の総額に100分の50以内の率を乗じて得た金額を報酬として受け取るものとし、当該報酬は毎月、信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者との間の配分は別に定めます。</p> <p>② 第1項の報酬に係る消費税等に相当する金額は、当該報酬より支弁します。</p>	<p>[有価証券の貸付に係る報酬]</p> <p>第46条 前条に規定する信託報酬とは別に、有価証券の貸付を行う場合には、<u>委託者、第23条の委託を受けた者および受託者は、有価証券の貸付による収益の総額に100分の50以内の率を乗じて得た金額を報酬として受け取るものとし、当該報酬は毎月、信託財産中から支弁するものとし、委託者、第23条第1項第2号の委託を受けた者および受託者との間の配分は別に定めます。</u></p> <p>② 第1項のうち<u>委託者および受託者の報酬に係る消費税等に相当する金額は、当該報酬より支弁します。</u></p>

以上